

## 議案第8号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(個人の均等割の税率の特例)  第53条の19 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、 <u>同条</u> に定める額に <u>500円</u> を加算した額とする。	(個人の均等割の税率の特例)  第53条の19 平成19年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び <u>第27条の2</u> の規定にかかわらず、 <u>第27条及び第27条の2</u> に定める額に、 <u>それぞれ300円</u> を加算した額とする。								
(法人等の均等割の税率の特例)  第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。	(法人等の均等割の税率の特例)  第53条の20 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 人 等</th><th>加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法</td><td><u>40,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	法 人 等	加算額	(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法	<u>40,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 人 等</th><th>加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法</td><td><u>24,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	法 人 等	加算額	(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法	<u>24,000円</u>
法 人 等	加算額								
(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法	<u>40,000円</u>								
法 人 等	加算額								
(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法	<u>24,000円</u>								

第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	
(2) 資本金等の額が10億円を超える50億円以下である法人	<u>27,000円</u>
(3) 資本金等の額が1億円を超える10億円以下である法人	<u>6,500円</u>
(4) 資本金等の額が1,000万円を超える1億円以下である法人	<u>2,500円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	<u>1,000円</u>

## (森林環境保全税の使途)

第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。）に積み立てるものとする。

第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	
(2) 資本金等の額が10億円を超える50億円以下である法人	<u>16,200円</u>
(3) 資本金等の額が1億円を超える10億円以下である法人	<u>3,900円</u>
(4) 資本金等の額が1,000万円を超える1億円以下である法人	<u>1,500円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	<u>600円</u>

## (森林環境保全税の使途)

第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。）に積み立てるものとする。

(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある  
森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たして  
いる森林を保全し、又は整備するための事業

(2) 略

(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある  
森林を保全し、又は整備する事業

(2) 略

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。